		なければならない計器及び予備品を備え付けていないとき、主たる停泊港に備えることがその船舶の運航形態からみて不合理であると地方局長が認める場合であって、その指示する停泊港に備え付けていないとき及び陸上保守を行う主たる停泊港又は地方局長が指示する停泊港に、入港中の点検等に従事する者が常時１名以上確保されていないときは、「不可」とする。 ⑷　船上保守の場合にあっては、平成４年郵政省告示第73号により、備えなければならない計器及び予備品を備え付けていないときは、「不可」とする。
⑸　船舶関係事項（船舶局に限る。）	次の事項について、免許状、無線局事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運航許可書等と照合し、確認する。 １　船舶の所有者 ２　船舶の用途 ３　航行区域（航行する区域及び航行する海域）又は従業制限 ４　国際航海従事の有無 ５　総トン数 ６　旅客定員 ７　主たる停泊港 ８　船体番号又は漁船登録番号 ９　信号符字	相違するときは、「不可」とする。
２　工事設計書関係		
⑴　送信（受信）可能な電波の型式及び周波数	１　送信装置については、それぞれの装置ごとに発射可能な電波の型式及び周波数を工事設計書の写しと照合し、確認する。 ２　受信装置については、それぞれの装置ごとに受信可能な電波の型式及び周波数を工事設計書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
⑵　送受信設備、特殊な設備及び附属装置の名称、製造番号、型式検定番号技術基準適合証明番号、工事設計認証番号等	１　送受信設備及び特殊な設備については、それぞれの設備ごとに検定番号等又は名称、製造番号、技術基準適合証明番号、工事設計認証番号等を工事設計書の写しと照合し、確認する。 ２　附属装置については、それぞれの装置ごとに型式又は名称、方式・規格等を工事設計書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。

⑸　陸上保守を免許人自らが行う場合であって、陸上保守を行う主たる停泊港又は地方局長が指示する停泊港に、⑷の計器及び予備品を備え付けていないとき及び当該停泊港に入港中の点検等に従事する者を常時１名以上確保していない場合は、「不可」とする。

⑹　船上保守の場合にあっては、平成４年郵政省告示第73号（電波法第35条第３号の措置をとることとした義務船舶局等に備えなければならない計器及び予備品を定める件）により、備えなければならない計器及び予備品を備え付けていないときは、「不可」とする。

２　義務船舶局のある船舶に開設する船舶地球局の無線設備についてとらなければならない措置については、次による。

⑴　当該船舶地球局（総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するもの（Ａ１海域のみを航行するもの並びにＡ１海域及びＡ２海域のみを航行するものを除く。）に開設するものを除く。）の無線設備が、法第35条第１号の予備設備の場合、法第35条第２号又は第３号のうち一の措置をとっていないときは、「不可」とする。

⑵　⑴以外の場合であって、次に該当するときは、「不可」とする。

ア　総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するもの（Ａ１海域のみを航行するもの並びにＡ１海域及びＡ２海域のみを航行するものを除く。）の設備にあっては、法第35条各号の措置のうち二の措置をとっていないとき。

イ　ア以外の設備（施行規則第29条第２号の規定に基づき、法第35条の規定による措置をとることを要しない無線設備を除く。）については、法第35条各号の措置のうち一の措置をとっていないとき。

⑶　陸上保守を他の者へ委託した場合にあっては、平成４年郵政省告示第71号により、主たる停泊港に整備のため備え